様式第4号(第4条関係)

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| (表) | | (裏)  注意  　　1　この証は、固定資産の評価に関する調査のため質問し、又は検査を行う場合には、必ず携帯しなければならない。  　　2　この証は、関係人の請求があったときは、提示しなければならない。  　　3　この証は、他人に貸与し、又は譲渡してはならない。  　　4　この証を紛失し、又は損傷したときは、直ちに届け出て、再交付を受けなければならない。  　　5　この証は、固定資産評価補助員でなくなったときは、直ちに返還しなければならない。 |
| 第　　号  固定資産評価補助員証  写真  所　　属  氏　　名 | |
| 生年月日 | 年　　月　　日 |
| 年　　月　　日  身延町長 | |